

藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付要綱（令和4年藤枝市告示第223号。以下「要綱」という。）に基づき、藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金業務の円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 要綱第2条第2項の中小企業等の定義は、次の各号に示す法人及び個人とする。

(1) 会社及び個人事業主。なお、会社及び個人事業主においては、次の表に示す資本金又は従業員数のいずれかを満たすこと

製造業、建設業、運輸業その他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
製造業、建設業、運輸業その他の業種の うち、ゴム製品製造業（一部を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
サービス業のうち、ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち、旅館業	5千万円以下	200人以下

(2) 私立学校法に規定する学校法人

(3) 社会福祉法に規定する社会福祉法人

(4) 医療法に規定する医療法人

(5) 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人等の公益法人等

(6) 農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等

(7) 中小企業等協同組合、商店街振興組合及び消費生活協同組合等の協同組合等

(8) 特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人
(補助対象者)

第3条 要綱第3条第1項の市長が別に指定する補助金とは、一般社団法人静岡県

環境資源協会（以下「SERA」という。）が定める静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（省エネ設備導入支援）（以下「県省エネ設備導入支援補助金」という。）、静岡県が定める静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（再エネ設備導入支援）（以下「県再エネ設備導入支援補助金」という。）及び公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「財団」という。）が定める中小企業GX経営推進事業費補助金（以下「GX補助金」という。）をいう。

（交付申請）

第4条 要綱第6条の市長が別に定める書類とは、次の各号のうち該当するすべての書類をいう。

（1） 県省エネ設備導入支援補助金を受けた者は、SERAへ提出した書類又はSERAから通知された書類のうち次に掲げる書類の写し

ア 交付決定通知

イ 応募申請書

ウ 実施計画書

エ 収支予算書

オ 企業概要、定款等（ファイナンスリース契約で行う場合は、リース事業者の企業概要、定款等も含む）

カ 経理状況説明書

キ 温室効果ガス排出削減計画書

ク 省エネ計算シート

ケ 更新前後の設備状況がわかる書類

コ 更新前の設置状況写真及び設置位置図

サ 見積書（原則2者以上の見積書を徴取すること）

シ 法人の場合は、法人登記事項証明書

ス 個人事業主の場合は、住民票の写し

セ 建物登記事項証明書

ソ 暴力団排除に関する制約事項（ファイナンスリース契約で行う場合は、リース事業者の暴力団排除に関する制約事項も含む）

タ 補助対象事業所の所有者以外が交付申請をする場合は、賃貸借契約書及び所有者からの承諾書

（2） 県再エネ設備導入支援補助金を受けた者は、静岡県へ提出した書類又は静岡県から通知された書類のうち次に掲げる書類の写し

- ア 交付決定通知
- イ 交付申請書
- ウ 事業計画書
- エ 事業概要書
- オ 収支予算書
- カ 資金状況調
- キ 企業概要、定款等
- ク 経理状況説明書
- ケ 温室効果ガス排出削減計画書
- コ 発電想定量等の根拠資料
- サ 導入する設備状況がわかる書類
- シ 設置位置図及び設置前の状況写真
- ス 見積書（２者以上の見積書を徴取すること。）
- セ 法人の場合は、法人登記事項証明書
- ソ 個人事業主の場合は、住民票の写し
- タ 暴力団排除に関する誓約事項

(3) G X補助金を受けた者は、財団へ提出した書類又は財団から通知された書類のうち次に掲げる書類の写し

- ア 交付決定通知書
- イ 交付申請書
- ウ 事業計画書
- エ 企業概要、定款等
- オ 決算書(経理状況説明書)
- カ 温室効果ガス排出削減計画書
- キ 見積書（原則２者以上の見積書を徴取すること）
- ク 法人の場合は、法人登記事項証明書
- ケ 個人事業主の場合は、住民票の写し
- コ 建物登記事項証明書の事業者等の実在及び基本情報を確認できる書類
- サ 誓約書
- シ 賃借の場合は、賃貸借契約書及び所有者からの承諾書
- ス 導入設備のカタログ該当ページ

(4) 市税に滞納がないことの証明書（申請日から３か月以内に発行されたもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

(変更(中止)承認)

第5条 要綱第9条の市長が別に定める書類とは、次の各号の書類をいう。

(1) 変更の場合は、変更後の内容がわかる書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 要綱第10条の市長が別に定める書類とは、次の各号のうち該当するすべての書類をいう。

(1) 県省エネ設備導入支援補助金を受けた者は、SERAへ提出した書類又はSERAから通知された書類のうち次に掲げる書類の写し

ア 交付額確定通知

イ 実績報告書

ウ 事業実績書

エ 収支報告書

オ 更新後の設置状況写真及び設置位置図

カ 工事についての契約書又は発注書・注文請書

キ 納品書又は工事完了届

ク 検収書

ケ 請求書及びその請求内訳書

コ 振込受領書等支払を証する書類

サ リースの場合は、リースに関する資料

(2) 県再エネ設備導入支援補助金を受けた者は、静岡県へ提出した書類又は静岡県から通知された書類のうち次に掲げる書類の写し

ア 交付確定通知

イ 実績報告書

ウ 事業実績書

エ 事業概要書

オ 収支決算書

カ 導入後の設置状況写真及び設置位置図

キ 工事についての契約書又は発注書・注文請書

ク 納品書又は工事完了届

ケ 検収書

コ 振込受領書等支払を証する書類

(3) G X 補助金に係る財団へ提出した書類又は財団から通知された書類のうち
次に掲げる書類の写し

ア 補助金額確定通知書

イ 実績報告書

ウ 事業実績書

エ 工事・導入についての契約書又は発注書・注文請書

オ 納品書又は工事完了届

カ 検収書

キ 請求書及びその請求内訳書

ク 振込受領書等支払を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第 7 条 この取扱要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 4 年 9 月 1 日）

この要領は、藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付要綱の公示の日
から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 5 年 5 月 22 日）

この要領は、藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付要綱の公示の日
から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 7 年 5 月 13 日）

この要領は、藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付要綱の公示の日
から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 8 年 7 月 1 日）

この要領は、藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付要綱の公示の日
から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。